

安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例(平成 16 年条例第 137 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条及び第 2 条 (略) (事業) 第 3 条 交流館は、次の事業を行う。 (1)から(3)まで (略)	第 1 条及び第 2 条 (略) (事業) 第 3 条 交流館は、次の事業を行う。 (1)から(3)まで (略)

することのできない理由により利用することができないとき、その他指定管理者が必要と認めるときは、その全部又はその一部を返還することができる。

第13条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、当該指定を受けた交流館(以下「指定管理施設」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

第15条及び第16条 (略)

別表(第10条関係)

利用区分	単位	利用料金
展示場	1月当たり	3,000円
いろいろ部屋	1時間当たり	300円
プラザ		

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、上記の利用料金の倍額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 3 市民以外の者が利用する時は、上記の利用料金の倍額とする。

することのできない理由により利用することができないとき、その他市長が必要と認めるときは、その全部又はその一部を返還することができる。

第13条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、当該指定を受けた交流館(以下「指定管理施設」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

第15条及び第16条 (略)

別表(第10条関係)

利用区分	単位	使用料
展示場	4時間までごと	580円
いろいろ部屋		
物産加工場		
プラザ		

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、上記の使用料の倍額とする。
- 2 市民以外の者が利用する時は、上記の使用料の倍額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。